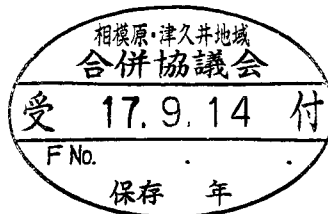


平成17年11月7日

第3回相模原・津久井地域合併協議会配付資料

参 考



17 城 ま  
平成17年9月14日

相模原・津久井地域合併協議会  
会長 小川 勇夫 殿

城山町長 小林 正明

#### 相模原・津久井地域合併協議会の協議について（お願い）

相模原・津久井地域合併協議会の運営にあたりましては、日頃から特段のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会の協議につきましては、7月10日第2回相模原・津久井地域合併協議会が開催された中で、協議第6号「合併の期日について」の採決をめぐり、副会長として今後の協議に責任がもてないことから、副会長職の辞職届を提出させていただいたところであります。

その後、本協議会への参加に関して検討を重ねてまいりましたが、未だこの打開策も見出せないことから、相模原・津久井地域合併協議会における協議の延期等について、ご相談いたしたくお願いを申し上げます。

事務担当は総務部まちづくり課合併研究班  
電話 042 (782) 1111

## 相模原・津久井地域合併協議会の休止に関する覚書

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「1市3町」という。）は、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の運営について、城山町の依頼に基づき協議した結果、次のとおり覚書を締結する。

（協議会の休止）

第1条 協議会は、その活動を休止する。

（協議会事務局）

第2条 協議会の事務局は、休止の期間中閉鎖する。ただし、最低限の広報広聴事務及び協議会の会長が必要と認めた事務については、相模原市広域行政推進課が関係市町と協力し、処理する。

（協議会委員等の身分）

第3条 協議会の会長、副会長、委員、監事、事務局職員その他の協議会の運営に係る者は、現在の身分を保有したままとする。

（休止の期間）

第4条 協議会の休止の期間は、平成17年11月8日から平成18年3月19日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、1市3町の長が協議し、協議会を再開する旨の合意をしたときは、協議会を再開するものとする。

（予算の執行）

第5条 協議会の休止の期間は、その予算の執行を停止する。ただし、協議会の会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（疑義の解決）

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義を生じたときは、1市3町の長が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、1市3町の長が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年11月7日

相模原市長職務代理者  
相模原市助役 加山俊夫 印

城山町長 小林正明 印

津久井町長 天野望 印

相模湖町長 溝口正夫 印